

平成30年度4月入学 [入学料免除・入学料徴収猶予] 申請書【学部用】

(※該当する方を○で囲んでください。)

平成 年 月 日

神戸大学長 殿

平成30年度 [入学料免除・入学料徴収猶予] を申請いたします。

(※該当する方を○で囲んでください。)

○申請者

学部名 学部

受験番号

氏名(署名)

連絡先(携帯)

※学部入学生は、下記の事由「1」で入学料免除を申請することはできません。事由「2」～「4」の場合のみ申請が可能です。(入学料徴収猶予はいずれの理由でも申請できます。)

入学料免除の申請資格がない場合は、入学料徴収猶予に切り替えますので、ご了承願います。

※以下の中から該当する申請事由を一つ選択し、○で囲んでください。

- 1 : 経済的理由により、支払期限までに入学料の支払いが困難
- 2 : 入学前1年以内(4月入学者は前年4月1日～本年3月31日、10月入学者は前年10月1日～本年9月30日)に学資負担者が死亡した
- 3 : 入学前1年以内(4月入学者は前年4月1日～本年3月31日、10月入学者は前年10月1日～本年9月30日)に本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた
- 4 : その他学長が認めた場合(生活保護世帯等に限られます。母子世帯、障害者の方や長期療養者のおられる世帯というだけでは、申請資格はありません。)

申請資格の有無については、前もって奨学支援グループに確認してください。

※授業料免除を申請する場合は、別途申請が必要です。

平成30年度前期分授業料免除申請予定 [有・無]

(※該当する方を○で囲んでください。)

※次ページの注意事項をよくお読みいただいたうえで申請してください。

平成30年度前期分授業料免除を申請しない場合は、経済状況に関する書類を提出していただく

必要があります。[注意事項4を参照してください。]

注 意 事 項

1. 入学料免除、入学料徴収猶予の申請を行う場合は入学料を納入しないでください。
2. 入学料免除、入学料徴収猶予を申請する方は入学手続き時に、この書類を提出してください。
入学手続き後の申請は、いかなる理由があっても受け付けません。
3. 平成30年度前期分授業料免除申請日は、3月30日(金)、4月2日(月)、4月3日(火)、
4月5日(木)の予定ですが、詳細は2月以降にホームページで確認してください。

4. 【平成30年度前期分授業料免除を申請する方】

経済状況に関する書類 [「市区町村発行の課税 (非課税) 証明書」等] は、授業料免除申請に提出する書類と重複するため、提出不要です。

【平成30年度前期分授業料免除を申請しない方】

経済状況に関する書類 [「市区町村発行の課税 (非課税) 証明書」等] を、入学料免除申請書と併せて提出する必要がありますので、事前に、神戸大学学生支援課奨学支援グループに照会してください。

問い合わせ先：

神戸大学学生支援課奨学支援グループ

(鶴甲第一キャンパス国際文化学部 B 棟 1 階学生センター内)

Tel: 078-803-5431